

# 議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当  
建築指導課 建築審査係

## 議案名

議案第 70 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る建築の認定の申請に係る手数料及び 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建設の許可の申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 接道規制の適用除外に係る建築認定の審査手数料(別表第 3 第 11 項)

接道に係る規定を満たしていない敷地に対して、これまで建築審査会の同意を得て建築の許可の対象としてきたもののうち、一定の要件を満たすものについて、建築審査会の同意が不要となる認定の対象とされたため、同認定の審査に係る手数料を定めます。

手数料は、1 件につき 33,000 円です。

### 2 設置期間が 1 年を超える仮設興行場等(※)に係る建築許可の審査手数料(別表第 3 第 45 項)

許可により設置期間が 1 年以内の仮設興行場等の建築を可能とする現行制度に加え、1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、建築審査会の同意を得て、その建築を許可できるとされたため、同許可の審査に係る手数料を定めます。

手数料は、1 件につき 120,000 円です。

※ 仮設興行場等とは、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいいます。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

最近における建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、建築基準法の一部が改正され、接道規制の適用除外に係る手続の合理化及び仮設興行場等の設置期間の特例等の規定について、平成 30 年 9 月 25 日から施行されました。

これに伴い、当該認定及び許可に係る手数料について、地方自治法第 227 条及び第 228 条の規定に基づき、条例でこれらの手数料の額を定めるものです。